

# 「実感・みどり事業者」認定 2次募集について

～みどり豊かな街区形成をめざして～

大阪府では、街区単位等で府民や来阪者が実感できるみどりづくりを進めています。  
その実現に向け、緑化施設の整備とあわせて、地域における緑化促進活動に取り組む民間事業者を「実感・みどり事業者」として認定し、その活動について、大阪府が積極的にPR・助成を行う「実感できるみどりづくり事業」を実施しております。  
今回認定を希望する事業者を募集します。

## 1. 認定特典

- ・別途公募する「実感できるみどりづくり事業補助」制度の対象
- ・大阪府ホームページにおいて、認定事業者の取組みを紹介
- ・大阪府主催のイベントで認定事業者のPR、プレゼンテーション機会の提供 など



## 2. 募集受付期間

平成29年9月14日（木）～平成29年10月31日（火）まで

## 3. 認定応募条件

|           |  |
|-----------|--|
| 対象者       | 建築物の敷地内で、法令等により義務付けられた緑化面積を超えて、緑化施設を整備（リニューアル含む）し、かつ、周辺住民等に働きかけ、地域における緑化促進活動を展開しようとする民間事業者等  |
| 緑化施設の要件   | ・原則として敷地面積 500 ㎡以上の建築物等において、民間事業者が整備・維持管理する緑化施設のうち、以下の要件をすべて満たすこと。<br>① 不特定多数の府民に利用されるなど公共性が確保されること<br>② 一般の通行に供する公道等と接していること<br>③ 高さ6m以上の樹木を中心とした緑陰空間もしくは府民が憩える緑化空間であること<br>④ 良好なまちなみ景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和に寄与すること |
| 対象地区の要件   | 大阪府域の市街化区域内<br>多くの府民が集まるエリア（下記のいずれか）<br>・乗降客数が多い駅（5,000人／日以上）周辺<br>・市役所などの公共施設の周辺<br>・商業施設等の集積エリア  |
| 緑化促進活動の要件 | 街区又は沿線の一區間で、緑化プラン策定、地域の緑化検討会の開催、みどりの普及啓発などの地域への緑化普及及び緑化整備の呼びかけを、継続的に行なうこと  |

#### 4. 応募方法等

- ・実感・みどり事業者認定制度実施要領に示す様式1（認定申請書）に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課宛て、平成29年10月31日までに提出してください。

#### 5. 認定の申請に必要な書類

|   |  |
|---|--|
| 認定申請書（様式1）  | 様式に基づき、緑化整備の考え方、緑化促進活動の内容等を記入し提出してください。  |
| 【添付資料】  |  |
| ■申請者に関わる資料<br>①団体の定款・規約・会則等<br>②役員名簿（ない場合は役員が分かる書類） |  |
| ■申請事業に関わる資料   |  |
| ③付近見取図  | 対象建築物や道路の位置及び付近の状況を示すものです。緑化促進活動を想定するエリア（街区等）が分かるように図示してください。                                  |
| ⑤ 現況写真  | 緑化する場所（2方向以上）及び沿道から施設を撮影したものを添付してください。   |
| ⑤緑化計画平面図  | 法令等により義務付けられた緑化区域が分かるよう図示してください。<br>樹種名、規格、本数、緑化面積などの樹木一覧を付けてください。<br>官民等の敷地境界が分かるように図示してください。 |
| ⑥ 樹木等一覧   | 樹木（高木・中木・低木）の種類、高さ及び本数を記入してください。   |
| ⑦緑化施設整備イメージ図  | 施設全体の緑化イメージがわかるイラストなどを添付してください。  |

#### 6. 結果の通知

大阪府にて応募条件が満たされているかを審査のうえ決定し、認定通知を送付します。

#### 7. その他

認定申請される事業者の方で、緑化施設整備及び緑化促進活動にかかる経費の一部補助を希望される方は、認定申請書と併せて、実感できるみどりづくり事業実施要領に示す事業実施計画書（別紙様式1）を提出してください。

#### ○お問合せ及びお申込み窓口

・大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階 TEL 06-6210-9558

# 実感できるみどりづくり事業補助 2次募集について

## ～みどり豊かな街区形成をめざして～

### 1. 趣旨

みどり豊かな街区の形成をめざし、建築物敷地内の良好な緑化施設の整備、地域における緑化促進活動を行う「実感・みどり事業者」の認定を受けた者を対象に、緑化施設の整備及び緑化促進活動にかかる経費の一部を補助します。

また、「実感・みどり事業者」の認定を受けた者が、周辺の民間事業者等に緑化活動を呼びかけ、地域のみどりづくりの方針等を示す緑化プランを作成した場合に、緑化プランの対象区域内の民間事業者等が行う緑化施設整備にかかる経費の一部補助します。

### 2. 補助事業条件

| 対象     | 「実感・みどり事業者」が整備する緑化施設等   | 緑化プランに基づき民間事業者等が整備する緑化施設  |
|--------|---|---|
| 要件     | <p>以下に掲げる要件のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として敷地面積 500 m<sup>2</sup>以上</li> <li>・不特定多数の府民に利用されるなど公共性が確保されること</li> <li>・一般の通行に供する公道等と接していること</li> <li>・高さ 6 m以上の樹木を中心とした緑陰空間または府民が憩える緑化空間であること</li> <li>・良好なまちなみ景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和に寄与すること</li> </ul> <p>※実施期間<br/>補助金交付決定後から平成 30 年 3 月 9 日(金)までに整備完了するもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実感・みどり事業者が作成し、大阪府知事の承認を受けた緑化プランに基づいて整備される緑化施設であること</li> </ul> |
| 補助対象経費 | <p>A 植栽・基盤整備費<br/>樹木等の植栽費、土壌改良に必要な工事費、支柱や植樹柵設置費、<br/>灌水排水施設などの基盤整備費 等</p> <p>B その他経費<br/>緑化促進活動にかかる経費（緑化イメージ図作成、専門家派遣費 等）</p> <p>※法令等で緑化が義務付けされている緑地は、補助対象外</p>   | <p>A 植栽・基盤整備費<br/>樹木等の植栽費、土壌改良に必要な工事費、支柱や植樹柵設置費、<br/>灌水排水施設などの基盤整備費 等</p>                             |
| 補助金の額  | <p>補助率 1/2 以内</p> <p>A 植栽・基盤整備費 上限 1,000 万円</p> <p>B その他経費 上限 50 万円</p>   | <p>補助率 1/2 以内<br/>上限 100 万円</p>   |

### 3. 募集受付期間

平成 29 年 9 月 14 日（木）～平成 29 年 10 月 31 日（火）まで

#### 4. 申請方法等

大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課宛て、平成29年10月31日までに提出して下さい。

|                  |   |                                    |
|------------------|---|------------------------------------|
| 補助メニュー           | 「実感・みどり事業者」が整備する緑化施設等にかかる補助   | 緑化プランに基づき民間事業者が整備する緑化整備にかかる補助      |
| 実施計画書<br>(別紙様式1) | 様式に基づき、緑化整備の考え方、緑化促進活動の内容等を記入し提出してください。   |                                    |
| 添付書類             | <b>【共通】</b><br>○申請者に関わる資料 (①定款、②役員名簿)<br>○申請事業に関わる資料<br>③付近見取図 ④現況写真 ⑤緑化計画平面図 ⑥緑化施設の求積図<br>⑦緑化計画断面図 ⑧建築物立面図 ⑨樹木等一覧<br>⑩経費内訳書 (工事費等の経費がわかる資料)<br>⑪樹木等の材料見積書 ⑫維持管理計画書 |                                    |
|                  | <b>【緑化促進活動にかかる経費補助のみを申請する場合】</b><br>・経費内訳書<br>(単価の根拠がわかる資料添付)   | ・「実感・みどり事業者」が策定し、大阪府知事の承認を受けた緑化プラン |

#### 5. 審査基準

補助申請に必要な書類を提出いただいた後、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」にて、次の審査基準に基づき審査し、採択を決定します。

|   |
|---|
| ①【実現性】<br>地域特性を踏まえ、実現可能な緑化整備計画であるか。街区または沿線の一区間へ広がる緑化促進活動として、みどりに関する具体的な活動計画が示されているか<br>②【維持管理】<br>適切かつ継続的な維持管理が見込まれる計画となっているか、その体制づくりができているか<br>③【経済性】<br>整備・管理費用について十分検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか<br>④【公益性】<br>みどりの多面的な効果が発揮されるか(歩行者等への緑陰の提供、憩える空間など)<br>⑤【景観】<br>良好な街並み景観の形成に寄与するか<br><br>※ただし、緑化プランに基づいて整備される緑化施設にかかる補助については、①②③の3項目により審査 |
|---|

#### 6. 結果の通知

「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」の審査を経て、補助採択決定します。補助申請者には、平成29年12月末までに、事業の採択の決定通知を送付します。  
 ※その後、採択された申請者は、補助金交付申請をしていただくこととなります。

#### ○お問合せ及びお申込み窓口

・大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階 TEL 06-6210-9558